「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（兵庫県指定　第 2873001149 号）

令和８年８月１日

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※　当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者
２．事業所の概要
３．職員の配置状況
４．当事業所が提供するサービスと利用料金
５．苦情の受付について
６．秘密保持と個人情報の保護について
７．緊急時の対応方法について
８．非常災害対策について
９．感染症対策
10．業務継続計画について
11．事故発生の防止及び発生時の対応について
12．高齢者虐待防止について
13．身体拘束その他行動を制限する行為の原則禁止

社会福祉法人　　平成会
指定短期入所生活介護事業所　西長洲荘

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　平成会

（２）法人所在地　　兵庫県尼崎市西長洲町３丁目３番 20 号

（３）電話番号　　０６－６４８３－５５１０

（４）代表者名　　理事長　　南　正道

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年６月１日指定
兵庫県　第２８７３００１１４９号
※当事業所は特別養護老人ホーム西長洲荘に併設されています。

（２）事業所の目的　　介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、短期入所生活介護サービスを提供します。

（３）事業所の名称　　西長洲荘指定短期入所生活介護

（４）事業所の所在地　　尼崎市西長洲町３丁目３番 20 号

（５）電話番号　　０６－６４８３－５５１０

（６）事業所長（管理者）氏名　　施設長　関山　庄司

（７）等事業所の運営方針

事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

（８）開設（サービス開始）年月　　平成 12 年６月１日

（9）事業所が行っている他の事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

特別養護老人ホーム	兵庫県	第２８７３０００７１１号
通所介護	兵庫県	第２８７３００１２０６号
居宅介護支援事業	兵庫県	第２８７３００１１９８号
福祉用具貸与	兵庫県	第２８７３００３７５６号
地域包括支援センター	尼崎市	第２８０３０００００５４号

（10）通常の事業実施地域　　別紙運営規程のとおり（尼崎市内全域）

（11）営業日及び営業時間

営　業　日	年中無休
受付時間	月曜日～日曜日　祝日
サービス提供時間帯	8:30～17:30

（12）利用定員　　６名

（13）居室等の概要

短期入所生活介護サービスにあたり、等事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居宅・設備の種類	室　数	備　考
1人部屋（個室）	2	トイレ居室内
4人部屋	1	トイレ居室内
合　計	3	
食　堂	3	デイルーム
機能訓練室	1	デイルーム
浴　室	3	共用、機械浴、特殊浴室
医務室	1	共　用

※　上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆　ご契約者の心身の状況により居室を変更していただく場合があります。

３．　職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として､以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	併設型	
	職員実数	指定基準
１．事業所長（管理者）	１（特養と兼務）	1
２．介護職員	４８（特養と兼務）	1
３．生活相談員	２（特養と兼務）	1
４．看護職員	９（特養と兼務）	1
５．機能訓練指導員	２（特養と兼務）	1
６．介護支援専門員	２（特養と兼務）	1
７．医師	３（特養と兼務）	必要数
８．栄養士	１（特養と兼務）	1

＜主な職種の勤務体制＞

従事者の職種	勤務体制（職種により兼務・非常勤）
施設長	・日勤（８：３０～１７：３０）
副施設長	・日勤（８：３０～１７：３０）
医師	・日勤（８：３０～１７：３０）
看護職員	・日勤（８：３０～１７：３０）　・遅出（１０：００～１９：００）
介護職員	・早出（７：３０～１６：３０） ・準早（８：３０～１７：３０） ・日勤（９：３０～１８：３０） ・遅出（11：００～２０：００） ・夜勤（17：００～１０：１５）　※夜間については、６名が勤務します。
生活指相談員	・日勤（８：３０～１７：３０）
介護支援専門員	・日勤（８：３０～１７：３０）
栄養士	・日勤（８：３０～１７：３０）
機能回復訓練指導員	・日勤（８：３０～１７：３０）
事務員	・日勤（８：３０～１７：３０）

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて

（１）　利用料金が介護保険から給付される場合
（２）　利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）　介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の７割～９割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食費　（居宅サービス計画において食事の提供が予定されている方）

食材料費は別途いただきます。

（朝食：550 円　昼食：1050 円　間食:50 円　夕食：900 円）

・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。
・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）　朝食　８：００　昼食　１２：００　夕食　１８：００

② 入浴
・ 入浴または清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄
・ ご契約者の心身の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。

④ 機能訓練
・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス
・ ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

＜サービス利用料金（1 回あたり）＞（契約書第 8 条または第 10 条参照）

下記の料金表によって、利用料金（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

○ 併設型短期入所生活介護（1 日あたり概算）

区分	多床室・従来型個室 １日の１割負担額	多床室・従来型個室 １日の２割負担額
要介護１	817 円	1,633 円
要介護２	898 円	1,796 円
要介護３	985 円	1,969 円
要介護４	1,068 円	2,136 円
要介護５	1,103 円	2,205 円

☆ ご契約者に提供する滞在費と食費に係る費用は別途いただきます。
（下記（２）②、③参照）

☆ 上記表には、サービス提供体制強化加算Ⅰ(23 円)、機能訓練体制加算(13 円)、夜勤職員配置加算Ⅲ(16 円)、介護職員処遇改善加算、看護体制加算Ⅲ・Ⅳを含みます。

☆ 上記表には、認知症行動・心理症状緊急対応加算(209 円)、若年性認知症利用者受入加算(126 円)、送迎加算(193 円片)、療養食加算(25 円)、緊急短期入所受入加算（109 円)、を状況により含む場合があります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者がまだ要介護認定をうけていない場合には、サービス利用料金の全額をい

ったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

（２）　介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①　介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②　滞在費

ア．多床室　　１日あたり　　８５５円

イ．従来型個室　　１日あたり　１，１７１円

＊但し、介護保険負担限度額の認定をされている方は、その認定証に記載された居住費の金額（１日あたり）を負担していただきます。

	介護保険負担減免額認定証に記載されている額		
	第１段階	第２段階	第３段階①.②
従来型個室	３８０円	４８０円	８８０円
多床室	０円	４３０円	４３０円

③　**食費**：　　１日につき　　２，５００円

※　但し、介護保険負担限度額の認定をされている方は、その認定証に記載された食費の金額（1 日あたり）を負担していただきます。

行事食及び特別食（ご希望者）については別途追加料金が必要です。

介護保険負担減免額認定証に記載されている額			
第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
３００円	６００円	１，０３０円	１，３６０円

④　通常の事業実施区域以外への送迎

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、要した距離に応じた実費をいただきます。

⑤　年間行事諸経費代（レクリエーション、制作、クラブ活動等）

ご契約者の希望により、レクリエーションや作品制作、おやつ作り、陶芸教室等のクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料費等の実費をいただきます。

⑥　日常生活費立替金手数料

※長期のご利用の場合は、１，０００円/月（ご利用期間により日割計算）かかります。

⑦　嗜好品代（コーヒー、ジュース代）希望者のみ　１日につき１００円

⑧　複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1 枚につき　25 円)

⑨　理髪サービス

月に 1 回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

料金：1 回あたり　実費

⑩　テレビリース料　　１日につき 150 円

⑪　日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

（３）　利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条または第 10 条参照）

前記（１)、(２）の料金・費用は、サービス利用時にご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（４）　利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条または第 11 条参照）

○　利用予定日の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○　サービスの利用・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

５．苦情の受付について　（契約書第 24 条または第 26 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員（　山本　尚美　・　丹　貴仁　）

電　　話　０６-６４８３-５５１０

○受付時間　毎週月曜日～金曜日

８：３０～１７：３０（不在の場合、サービス担当職員が対応する）

○苦情解決責任者

施　設　長（　関山　庄司　）

○第三者委員

山本　紀子　（06）[redacted]　西長洲荘（06）6483-5510
小西　順子　（06）[redacted]　西長洲荘（06）6483-5510
中村　恵子　（06）[redacted]　西長洲荘（06）6483-5510

※ホームページ上では、個人情報保護の観点から第三者委員の電話番号を掲載しておりません。
※第三者委員への連絡をご希望の方は、西長洲荘までお問い合わせください。

（2）行政機関その他苦情相談機関　（兵庫県国民健康保険団体連合会）

介護サービスの苦情相談窓口 直通 TEL　078-332-5617 F　A　X　078-332-5650	・利用者からの介護サービスに係る苦情相談受付

（尼崎市役所法人指導課介護事業所担当）

介護サービスの苦情相談窓口 直通 TEL　06-6489-6143 F　A　X　06-6489-7505	・利用者からの介護サービスに係る苦情相談受付

６．秘密の保持と個人情報の保護について

（１）利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

（２） 個人情報の保護について

事業者はあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご利用者のご家族の個人情報を用いません。

７．緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、下記協力病院に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医	**主治医の氏名**	
	所属医療機関名称	
	所在地・電話番号	〒

家族等	緊急連絡先の氏名	
	住　所	
	電話番号	

８．非常災害対策

（１）防災訓練

・防災時の対応　　別途定める「西長洲荘　消防計画」にのっとり対応を行います。

・防災訓練　　年２回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。

・防災設備

設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	各階全室	防火扉・シャッター	各個所
非難階段	あり	屋内消火栓	あり
自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
排煙設備	あり	漏電火災警報設備	あり
ガス漏れ報知機	51 箇所	自家用発電装置	あり

９．感染症対策

①従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

②施設内での感染症発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。

・感染症対策の指針を整備します。

・感染症対策委員会を毎月開催します。

・従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

・感染症が発生した場合は、臨時感染症対策委員会を速やかに開催し、情報取集及び感染予防対策を講じます。必要に応じて保健福祉センターに連絡相談を行います。

10. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

・業務継続計画を策定します。

・従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。

・定期的な業務継続計画の見直しを及び変更を行います。

11. 事故発生の防止及び発生時の対応について

（1）事業所は、事故の発生又は、その再発を防止するため、次の事項に定める措置を講じます。

・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。

・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

・事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

（2）事業所は利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに市町村、利用者の居宅支援事業所及び家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（3）事業所は前項の事故状況及び事故に際して採った処置を記録します。

（4）事業所は利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止の指針を整備し委員会を開催します。定期的な研修を通じて、従業員の人権意識知識や技術の向上に努めます。

（2）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

（3）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（4）虐待防止の責任者及び担当者を以下に定め、虐待防止の体制を整備します。

・虐待防止対応責任者　　関山　庄司

・虐待防止対応担当者　　小川　健一

13. 身体的拘束その他行動を制限する行為の原則禁止

利用者の生活の質を高めるべく生活支援の充実を図り、利用者の意志及び人格を尊重するため、緊急やむを得ない場合を除いては身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、できる限り事前に本人（本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等）の了解を得るように致します。

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者
所在地　　兵庫県尼崎市西長洲町３－３－２０
名　称　　社会福祉法人「平成会」
特別養護老人ホーム　西長洲荘　指定短期入所生活介護
代表者　　理事長　　南　正道

説明者　　所　属：相談支援部
氏　名：

私は本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領しました。

契約者　　住　所

氏　名

署名代行者（契約者本人の契約意思を確認し、契約者本人に代わり署名を行いました。）

住　所

氏　名

契約者との続柄

身元引受人兼連帯保証人

住　所

氏　名

契約者との続柄